

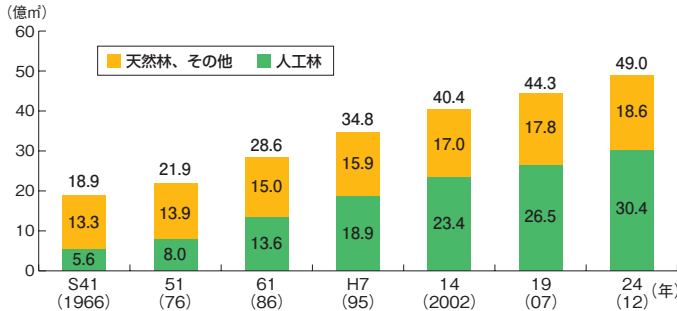
第Ⅱ章 森林の整備・保全

1. 森林の現状と森林の整備・保全の基本方針

(1) 森林の資源と多面的機能

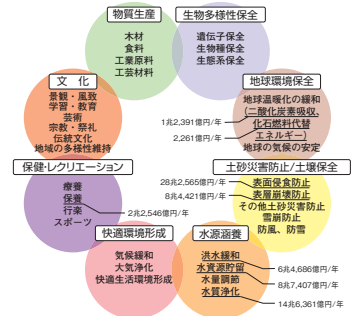
- 我が国の森林面積は約2,500万ha(国土の約3分の2)で、このうち約4割の1千万haが人工林。森林蓄積は年平均約1億m³増加し、現在約49億m³。
- 森林は、国土保全、水源涵養、地球温暖化防止等の多面的機能を通じて、国民生活・国民経済に貢献。

我が国の森林蓄積の推移



資料：林野庁「森林資源の現況」

森林の有する多面的機能

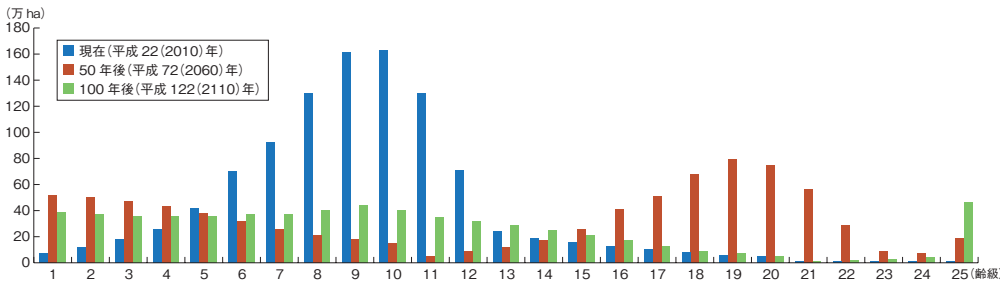


資料：日本学術会議答申及び同関連付属資料

(2) 森林・林業に関する施策の基本方針

- 「森林・林業基本法」に基づき「森林・林業基本計画」(平成23(2011)年7月)、「森林法」に基づき「全国森林計画」(平成25(2013)年10月)・「森林整備保全事業計画」(平成26(2014)年5月)等を策定し、森林の整備・保全等を推進。(「森林整備保全事業計画」では新たな成果指標として「森林資源の平準化の促進」を追加。)
- 「日本再興戦略」及び「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成26(2014)年6月改訂)では、新たな木材需要の創出等による林業の成長産業化の実現、森林の整備・保全等を通じた森林吸収源対策の推進等を記載。

将来(50年後、100年後)における齢級構成(イメージ)



注：人工林(育成単層林)の齢級構成について、指向する森林の状態である100年後、及び、途中経過である50年後の齢級構成を一定の条件の下で試算。

資料：林野庁プレスリリース「森林整備保全事業計画」の策定について(平成26(2014)年5月30日付け)

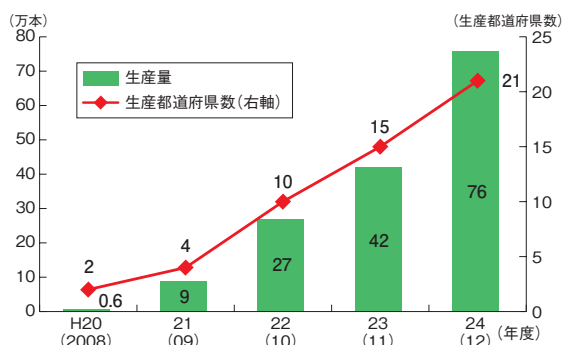
2. 森林整備の動向

(1) 森林整備の推進状況

- 資源の適切な利用と間伐・再造林等を着実にを行うとともに、立地条件に応じて複層林化・長伐期化等を推進。また、我が国の温室効果ガス削減目標達成に向けた森林吸収量を確保するため、年平均52万haの間伐等を実施する必要(4.(2)参照)(平成25(2013)年度は52万haの間伐等を実施)。
- 「森林整備事業」等により間伐等を実施しているが、安定的な財源が確保されていないことが課題。

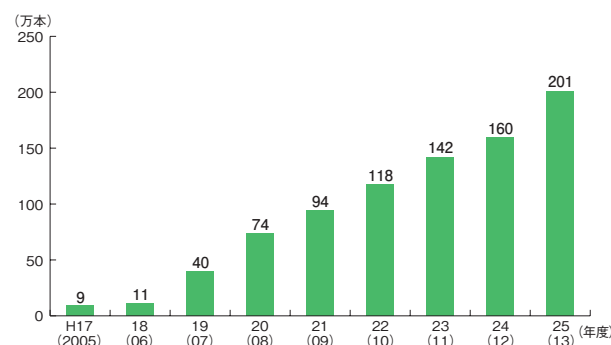
- 無届伐採に造林・伐採中止命令の発出、所有者不明森林に路網等の設置や間伐ができる制度が整備(平成23(2011)年の森林法改正)。また、外国人等による森林買収の事例について調査(平成25(2013)年は14件、計194ha)。
- 主伐後の再造林に必要な苗木の安定供給が重要。「コンテナ苗」の生産拡大や第二世代精英樹の開発のほか、花粉発生源対策(少花粉スギ等の苗木の供給等)を推進。

コンテナ苗の生産量の推移



資料：林野庁整備課調べ。

スギの花粉症対策苗木の生産量の推移



資料：林野庁整備課調べ。

(2) 社会全体に広がる森林づくり活動

- 平成26(2014)年5月に「第65回全国植樹祭」(新潟県)、10月に「第38回全国育樹祭」(山形県)を開催。
- 近年、NPO(民間非営利組織)や企業等による森林づくり活動が拡大。経済界でも林業復活・地域創生への期待が高まり。
- 「緑の募金」で森林整備等の寄附金を募集(平成25(2013)年は約23億円)。
- 35県で森林整備等を目的とする独自の課税制度(平成26(2014)年度は税込見込み約283億円)。

(3) 研究・技術開発及び普及の推進

- 「森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略」(平成24(2012)年9月)を踏まえ、国や森林総研、都道府県等が連携して、政策ニーズに対応した研究・技術開発を実施。(例：トドマツ枝葉を利用した空気浄化剤の開発)
- 平成26(2014)年度から、林業普及指導員資格試験(地域森林総合監理区分)の合格者を「森林総合監理士(フォレスター)」として登録・公開。

3. 森林保全の動向

(1) 保安林等の管理及び保全

- 公益的機能(水源涵養、土砂流出防備等)の発揮が特に要請される森林は「保安林」に指定(平成25(2013)年度末で1,212万ha)。保安林以外の森林も「林地開発許可制度」で適正な利用を確保。

(2) 治山対策の展開

- 山地災害が発生した場合には、被害状況の調査、災害復旧事業等により迅速に対応。
- 国・都道府県の「治山事業」により、山腹斜面の安定化、荒廃した溪流の復旧等のための施設の設置や森林の整備のほか、海岸防災林の整備等を推進。

《事例》 兵庫県の豪雨災害における治山施設の効果

平成26(2014)年8月16日から17日にかけての豪雨により、特に甚大な被害が発生した兵庫県丹波市において、県が整備した治山ダム(平成23(2011)年度施工)が溪岸侵食や流木の流出を抑制し、下流集落への被害が軽減。



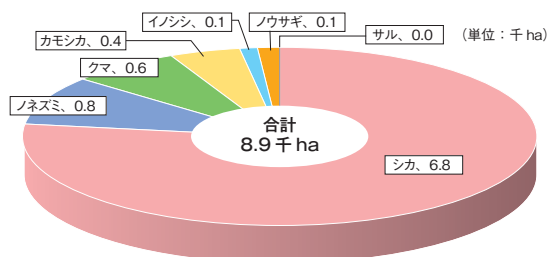
(3) 森林における生物多様性の保全

- 「生物多様性国家戦略2012-2020」(平成24(2012)年9月閣議決定)を踏まえ、適切な間伐等や多様な森林づくり、原生的な森林生態系の保全・管理等を推進。
- 我が国の世界遺産等における森林の保全・管理を推進。平成26(2014)年はユネスコエコパークに「只見」「南アルプス」の新規登録と「志賀高原」の拡張登録が決定。

(4) 森林被害対策の推進

- 平成25(2013)年度には、全国で約9千haの森林で野生鳥獣被害が発生し、約8割がシカによる被害。深刻化の背景に個体数の増加や分布域の拡大。
- 防護柵の設置等による「被害の防除」、捕獲による「個体数管理」等を推進。新たな捕獲手法等の技術開発の取組も実施。
- 松くい虫被害は、ピーク時の約4分の1(平成25(2013)年度は約63万㎡)であるが、依然として我が国最大の森林病虫害被害。ナラ枯れ被害は、平成22(2010)年度(近年最多)の約6分の1(約5万㎡)。薬剤等による「予防対策」や被害木くん蒸等の「駆除対策」等を実施。

主要な野生鳥獣による森林被害面積(平成25(2013)年度)



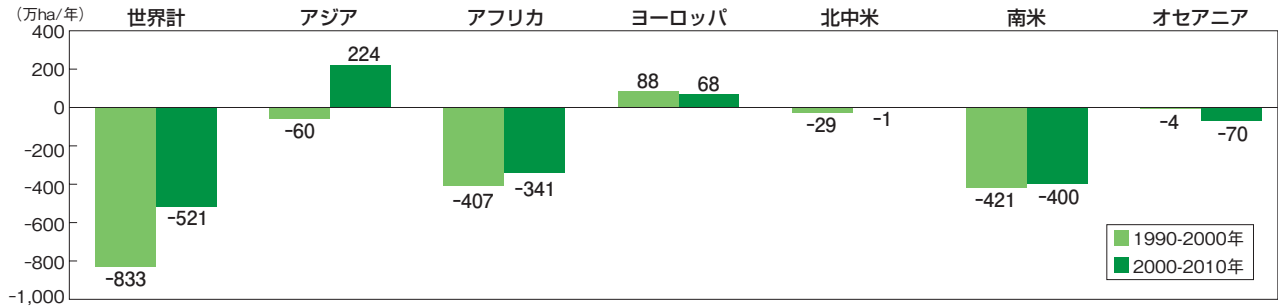
注1：国有林及び民有林の合計。
2：森林及び苗畑の被害。
3：数値は、森林管理局及び都道府県からの報告に基づき、集計したもの。
資料：林野庁研究指導課調べ。

4. 国際的な取組の推進

(1) 持続可能な森林経営の推進

- 2010年の世界の森林面積は40億3千万ha(陸地面積の約31%)で、10年間で年平均521万ha減少。アフリカと南米でそれぞれ年平均300万ha以上減少する一方、アジアでは主に中国における大規模な植林により年平均224万ha増加。
- 持続可能な森林経営の国際的な「基準・指標」の作成が進展。我が国は環太平洋地域の諸国による「モントリオール・プロセス」に参加。
- 森林の違法伐採は持続可能な森林経営等を阻害。我が国は違法伐採対策に関する国際的な協力等を実施。
- 森林認証(持続性等の基準により認証された木材等の購入を促す仕組み)には国際的な「FSC」、我が国独自の「SGEC」等が存在。我が国の認証森林の割合は欧米に比べ低位。

世界の森林面積の変化(地域別)

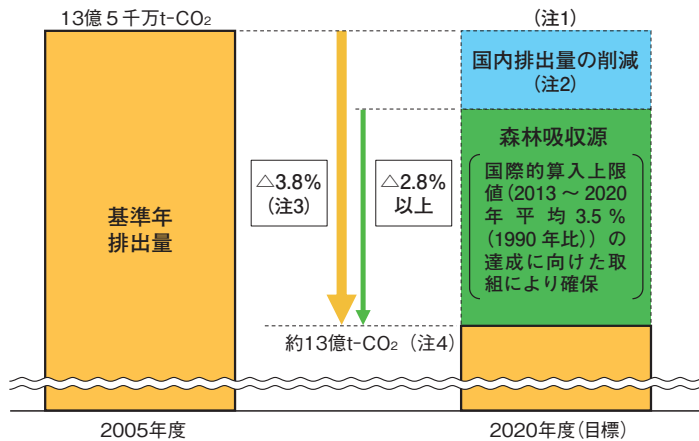


資料：FAO「世界森林資源評価2010」

(2) 地球温暖化対策と森林

- 地球温暖化対策は「気候変動枠組条約」等の国際的枠組みの下で推進。
- 京都議定書第1約束期間(2008～2012年)における我が国の温室効果ガス削減約束(1990年比6%減の目標に対し8.4%減を達成)のうち、3.8%を森林吸収源対策(年平均55万haの間伐等の実施)で確保。
- 2013年以降は、我が国の2020年度削減目標(2013年のCOP19で2005年度比3.8%減を表明)の達成に向け、2.8%以上を森林吸収源対策(年平均52万haの間伐等)で確保する必要。また、2020年以降の枠組みの構築に向け、2015年のCOP21に十分先立ち、排出削減目標等を含む約束草案を提出する必要。
- 途上国の森林減少及び劣化に由来する排出の削減等(REDD+)への対応、気候変動への適応にも取り組み。

温室効果ガス削減目標(2020年度)における森林吸収源対策の位置付け



- 注1：国内排出量の削減には、基準年排出量からの削減(図中の青色部分)のみならず、基準年以降に経済成長等により増加すると想定される排出量に相当する分の削減も必要となる。
- 2：基準年以降に経済成長等により増加すると想定される排出量に相当する分の削減を含まない。
- 3：原子力発電による温室効果ガスの削減効果を含めずに設定した目標。
- 4：基準年排出量より試算。

(3) 生物多様性に関する国際的な議論

- 森林には陸上の生物種の約8割が生育・生息。生物多様性条約は193か国及び欧州連合(EU)が締結(平成26(2014)年12月現在)。

(4) 我が国の国際協力

- 技術協力や資金協力等の二国間協力、国際機関を通じた多国間協力等により、持続可能な森林経営の推進等に貢献。